

立川市産後ケア事業における流産・死産等（グリーフケア）支援の拡充に関する陳情

住 所：東京都立川市上砂町

代表者氏名：菅原 あずさ

ほか 0名（連名なし・個人での提出）

連絡先の電話番号：

1. 陳情の要旨

流産・死産等を経験された方は、深い悲しみや喪失感とともに、心身に大きな負担を抱えることがあります。そのため、心と身体の両面から必要なケアを受け、安心して相談支援につながることできる体制が必要です。厚生労働省は、流産・死産等を経験された方も母子保健の支援対象となることを示し、悲しみや喪失感などの心理的な負担に加え、妊娠・出産に伴う身体的な負担や体調の変化にも配慮しながら、必要な支援につなげることを自治体に周知しています。一方、現在の立川市の産後ケア事業では、流産・死産等を経験された方が対象に含まれていません。また、流産・死産等を経験された後に、妊娠の継続を前提とした行政からの案内が届いた事例があります。こうしたことから、立川市においても流産・死産等を経験された方が産後ケア事業の対象となるよう求めるとともに、グリーフケアに関する相談や心身のケア、情報提供など必要な支援につなげる体制を整えていただくことを求めます。あわせて、流産・死産等を経験された後に、妊娠の継続を前提とした案内が行政から届くことは、当事者にさらなる精神的苦痛を与える可能性があることから、関係部署間で必要な情報を適切に共有し、当事者に妊娠の継続を前提とした案内が届くことを防ぐための体制を整えることも求めます。

2. 陳情の理由

厚生労働省は、令和3年5月31日付「流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等について」（子母発0531第3号）において、母子保健法上の「出産」には流産及び死産の場合も含まれ、流産・死産を経験した方についても、産婦健康診査事業や産後ケア事業等を含む母子保健施策による支援の対象となることを示しています。また、令和4年4月8日付の厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡「不妊症・不育症患者や流産・死産を含む子どもを亡くした家族に対する情報提供等について」では、流産・死産を含む子どもを亡くした家族について、関係者による情報共有や精神的負担の軽減への配慮等が重要であることが示されています。これは流産・死産等を経験された方を必要な支援につなげるためでなく、行政からの案内によって当事者がさらに傷つくことを防ぐためにも重要な仕組みです。実際に、死産届を提出したにもかかわらず、妊娠の継続を前提とした案内や「妊娠8か月アンケート」等が届いてしまう事例があります。赤ちゃんを亡くされた方にとって、前を向こうとしていた矢先に亡くなった赤ちゃんの存在を改めて突きつけられたり、自分の喪失が行政に把握されていないと感じたりすることで、悲しみや精神的苦痛をさらに深める可能性があります。

そのため、届出を受け付ける窓口と母子保健を担当する部署との間で、必要な情報を適切かつ速やかに共有できる仕組みを検討していただきたいです。東京都多摩地域26市のうち9市では、産後ケア事業の対象に流産・死産を経験された方が含まれることが明記されています。中でも隣接する昭島市では、流産・死産を経験された方について、産後ケア事業を利用できることを明記しています。立川市は今年度から産後ケア事業を拡充し「ユニバーサル化」に取り組んでおられます。今回の陳情は、このユニバーサル化の対象に流産・死産等を経験された方へのグリーフケアも明確に含めていただきたいというものです。流産・死産等を経験された方が、必要なときに安心して支援につなげることができること。そして行政からの案内によって、その悲しみをさらに深めることがないこと。そのための支援体制と行政内部の情報共有やサポート体制を整えていただきたく、下記のとおり陳情いたします。

記

1. 立川市の産後ケア事業において、流産・死産等を経験された方も支援対象となることを明確にし、グリーフケアに関する相談、心身のケア、情報提供、関係機関との連携など、必要な支援体制を整備すること。
2. 流産・死産等を経験された方への情報提供を充実するとともに、妊娠の継続を前提とした案内等による当事者の精神的苦痛を防ぐため、関係部署間における必要な情報共有を整備すること。

令和8年8月26日

立川市議会
議長 木原 宏 殿